

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 棚卸資産に係る損失に関する税務上の取り扱い

ある中国製造子会社の棚卸資産の实地棚卸高が、帳簿残高と比べ、100万円少ない事実が日本親会社の内部監査により明らかにされたとします。その発生事由を精査したところ、そのうち、10万円は盗難損、60万円は廃棄損、30万円は棚卸損と判明した場合の棚卸資産に係る損失の税務上の取り扱いを紹介します。

1 棚卸資産に係る損失の取扱いの概要

中国では、貸倒損失や貸倒損失の対象となる金銭債権以外の資産について、資産損失の損金算入が認められるには、損失の事実を裏付ける文書をもって、所轄税務署に対して認可申請を行う必要があります¹。

資産損失は、その発生事由に応じて一括リスト申告方式又は個別特定申告方式のいずれかの方法で損金算入の認可申請を行うことになります。

一括リスト申告方式とは、勘定ごとに分類・集計したリストをもって一括して所轄税務署に認可申請を行う方式をいいます。関連する会計計算資料その他の納税関連証憑は、社内保管すれば足りる²。

一方、個別特定申告方式においては、損失取引ごとの会計計算資料や、その他の納税関連証憑とともに別途個別に求められた損失を裏付ける資料、説明文等の提出も義務付けられています。

2 税務処理

本件損失の発生事由はいずれも個別特定申告方式による申請が必要な事由に該当します。発生事由毎の提出文書は次のとおりです。

| 発生事由 | 該当事由の必要文書 |
|---------|--|
| 棚卸資産盗難損 | 棚卸資産台帳、公安局による盗難証明、賠償の状況説明文（賠償責任のある場合に限る） |
| 棚卸資産廃棄損 | 棚卸資産台帳、廃棄・残存価額に関する状況説明文・照合証明、賠償の状況説明文（賠償責任のある場合 ³ に限る）、資産査定機関による特定報告書（棚卸資産期末残高の10%相当額又は課税所得額の10%相当額以上の巨額な損失に限る） |
| 棚卸資産棚卸損 | 棚卸資産台帳、社内責任認定・照合証明、棚卸資産棚卸实地証明、保管者による棚卸損の説明文 |

お見逃しなく！

小売業の棚卸資産に係る損失については、2014年1月10日に公布された「小売業向けの棚卸資産に係る損失の損金算入問題に関する公告」（国家税務総局公告2014年3号）により、盗難、処分、廃棄、期限切れ、破損、腐敗などの事由により発生した損失は、正常な損失として一括リスト申告方式により認可申請が認められることが明らかにされましたが、棚卸資産損失状況分析報告書の提出が義務付けられました。一方、自然災害をはじめとする非正常な事由として発生した損失、または個別で500万円を超えた損失が発生した場合には、如何なる事由を問わず、個別特定申告方式により認可申請を行う必要があります。

¹ 「企業資産損失損金算入に係る管理弁法」（国家税務総局公告〔2011〕25号）。

² 棚卸資産の正常な減耗損は、一括リスト申告方式により認可申請手続が行われる。

³ 業務責任者がその過失などにより廃棄せざるを得なくなったことで、会社に対し賠償責任を行う場合などを指す。